## 有料老人木一厶重要事項説明書

定員・室数 138 人 ・ 128 室 有料老人ホームの類型・表示事項									
類         型        介護付(一般型)									
サ付登録の有無無									
居 住 の 権 利 形 態 利用権方式									
利用料の支払方式選択方式									
入 居 時 の 要 件 混合型(自立含む)									
介 護 保 険 の 利 用 特定施設入居者生活介護 (一般	·····································								
居 室 区 分 定員1~2人(親族のみ対象									
介護に関わる職員体制 2:1以上									
法人等の種別 営利法	去人								
名 称 フ リ カ ゛ ナ カブ シキカイシャハイメデュ									
A									
□									
主たる事務所の所在地  東京都渋谷区代々木4丁目36番	19 <del>号</del>								
電 話 番 号 03-5354	-								
連   格   カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
ホームページhttp://www.himedic.co.jp/									
代表者職氏名 代表取締役社長 氏名 伏見	 <sup>1</sup> 有貴								
設 立 年 月 日 <b>平成4年9月29日</b>	11.72								
主 な 事 業 等 (介護予防)特定施設入居者生活介護									
事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス									
介護サービスの種類 箇所数 主な事業所の名称	所在地								
<居宅サービス>									
訪問介護なし									
訪問入浴介護なし									
訪問看護 1 ハイメディック訪問介護ステーション	東京都文京区向丘2-2-6								
訪問リハビリテーション 日内を基準で担じ									
居宅療養管理指導									
通所リハビリテーション <b>なし</b>									
短期入所生活介護 なし									
短期入所療養介護 なし									
特定施設入居者生活介護 10 トラストガーデン用賀の杜	東京都世田谷区用賀1-3-1								
福祉用具貸与なし									
特定福祉用具販売なし									

本地域高岩壁サービス >	
夜間が必要が開介後   なし	
連載を著型海所介護  なし	
現地底が応型通所介護 なし   地域密音型特定施設入居者生活介護 なし   地域密音型特定施設入居者生活介護 なし   地域密音型特定施設入居者生活介護 なし   地域密音型特定施設入居者生活介護 なし   日本で介護支援 なし   日本で介護を持定 なし   「発生の診臓の形で変 1	
小規模多機能型居宅介護   なし   世域密密型時を記録入所を追称できる   なし   世域密密が建入場を知識入所を当から   なし   世域密密が建入場を知識入所を当から   なし	
認知症対応型共同生活介護 なし   地域を音型神で施収入居住を活介護 なし   接合を十つ、(香藤・県藤の韓型県宅介護) なし   左右・高速 なし   京藤・野助訪問人浴介護 なし   京藤・野助訪問人浴介護 なし   京藤・野助訪問人浴介護 なし   京藤・野助訪問人浴介護 なし   京藤・野助訪問人浴介護 なし   京藤・野助が門へピリテーション なし   介護・野助が門へピリテーション なし   介護・野助が門へに対していた。 なし   京藤・野神が連続社川県吹売 なし   京藤・野藤・北田県吹売 なし   京藤・野市の規権を検除型周定介護 なし   京藤・野の親知様が成型通所介護 なし   京藤・野の親知様が成型通所介護 なし   京藤・野の親知様が成型通所介護 なし   京藤・野の親を検除型周定合介護 なし   京藤・大郎・関係・移転型 なし   京藤・大郎・大郎大郎 なし   京藤・大郎・大郎大郎 なし   京藤・大郎・大郎大郎 なし   京藤・大郎・大郎大郎 なし   京藤・大郎大郎大郎 なし   京藤・大郎大郎大郎 なし   京藤・大郎大郎大郎大郎大郎大郎大郎大郎大郎大郎大郎大郎大郎大郎大郎大郎大郎大郎大郎	
地域需等型等定施設人品者生活介護 なし	
地域影響型外電老人福祉施設人居各生語介護 なし   おし   おし   おし   おし   おし   おし   おし	
Reamers (古質や規修・機能型目を介徴) なし   なし	
居宅介護支援 なし	
介護予防訪問名護	
<ul> <li>介護予防短期入所疾養介護 介護予防短期入所疾養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 の機等で防禁で施設入居者生活介護 の機等で防禁で施設入居者生活介護 の機等で防禁を福祉用具販売 なし の機等で防水規模多機能型居宅介護 介護予防シ根域多機能型居宅介護 の機等の助した の機等の助した の機等で防す機 なし の機等で防す機 なし の機等で防す機 なし の機等で防す機 なし の機能を関する。なし のは、アルガーデン対対が「モリートラストガーデン用質の杜ートラストガーデンと表記している。 東京都世田谷区用質1-3-1 東京都は田子区に関係を表記している。 東京都世田谷区用質1-3-1 東京都世田谷区用質1-3-1 東京都世田谷区用質1-3-1 東京都は田子区に関係を表記している。東京都世田谷区用質1-3-1 東京都世田谷区用質1-3-1 東京都は田子区に関係を表記している。東京都世田谷区用質1-3-1 東京都世田谷区用質1-3-1 東京都田谷区用質1-3-1 東京都田谷区用質1-3-1 東京都世田谷区用質1-3-1 東京都世田谷区用質1-3-1 東京都田谷区用質1-3-1 東京都田名区用質1-3-1 東京都田名区用質1-3-1 東京都田名区用質1-3-1 東京都田名区用質1-3-1 東京都田名区用質1-3-1 東京都田名区用質1-3-1 東京都田名区用質1-3-1 東京都田名田名田名田名田名田名田名田名田名田名田名田名田名田名田名田名田名田名田名</li></ul>	
介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防特定福祉用具販売         なし なし なし 分護予防認知症対応型共同生活介護 なし 介護予防認知症対応型共同生活介護 なし 介護予防認知症対応型共同生活介護 なし 介護を人福祉施設 介護を人福祉施設 介護を人福祉施設 介護を人保健施設 方護を人福祉施設 介護を原院         なし なし 介護を人保健施設 方護を廃院         なし 分護を廃院         なし 分護を廃院         なし 分で大きをのであると なし 介護とのであると のであります。         なし かまし かまし かまし のであります。         たまし をし のであります。         トラストガーデンヨウが「尺リ 名称 トラストガーデン用質の杜 トラストガーデン用質の杜           す         す         す         す         す         す         す         ま         す         す         す         す         す         す         す         す         す         す         ま         す         ま         よ         ま         ま         ま         ま         ま         ま         ま         ま         ま         ま         ま         ま         ま         ま	
介護予防福祉用具貸与   なし   大妻子的特定福祉用具販売   なし   大護予防特定福祉用具販売   なし   大護予防納金属社用具販売   なし   大護予防認知症対応型通所介護   なし   大護予防30組成対応型連系介護   なし   大護予防30組成対応型共同生活介護   なし   大護予防30組成対応型共同生活介護   なし   大護老人福祉施設   なし   大護老人福祉施設   なし   大護老人保健施設   なし   大護を療院   なし   大きストガーデン目覚の社   下す   大き   大き   大き   大き   大き   大き   大き   大	
介護予防福祉用具貸与	
介護子防特定福祉用具販売         なし           介護子防認知症対応型通所介護 介護子防認知症対応型共同生活介護 介護子防認知症対応型共同生活介護 なし         なし           介護子防認知症対応型共同生活介護 介護そ人保健施設 介護老人保健施設 介護を人保健施設 介護医療院         なし 介護を人保健施設 なし 介護医療院         なし 介護を人保健施設 方護医療院         なし 方は、養土 (日本)           名 称         「リカッナ (日本)         「ラストガーデンヨウが / モリ をしまします。」           所在         地         「158-0097」         東京都世田谷区用賀1-3-1           連絡         生活介護 大き         「カーム ページ (日本)         「大き         「カーラフランー4581」           ホームページ (計tp://www.trustgarden.jp/youga/ 介護保険事業所番号         第1371216688号         第1371216688号           管理者職氏名         役職名         支配人         氏名         西田 幸弘           事業開始年月日         令和4年7月1日         一本	
く地域密着型介護予防サービス>       介護予防認知症対応型通所介護 なし	
↑護子防認知症対応型共同生活介護 なし	
介護子防支援       なし         介護保険施設>         介護名人保健施設	
<介護保険施設>       なし       / 7 護老人保健施設       なし       / 7 護来養型医療施設       なし       / 7 護療養型医療施設       なし       / 7 週 か * / チョストが * - デ* ンヨウか * / チリ / チョストガーデン用質の杜       下 158-0097       下 158-0097       東京都世田谷区用賀1-3-1       東京都世田谷区用賀1-3-1       重 話 番 号 03-5752-4581       ファックス番号 03-5752-4582       ホームページ http://www.trustgarden.jp/youga/       介護保険事業所番号 第1371216688号       第1371216688号       管 理 者 職 氏 名 役職名 支配人 氏名 西田 幸弘         事業開始年月日       令和4年7月1日	
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護家養型医療施設 介護医療院     なし なし     おし (大き)       名     か     カラストがーデンヨウがノモリ 名 称 トラストガーデン用賀の杜       方     大方ストガーデン用賀の杜       方     本     本       本     年     158-0097       東京都世田谷区用賀1-3-1       連     各     年       名     カファックス番号     03-5752-4581       ファックス番号     03-5752-4582       ホームページhttp://www.trustgarden.jp/youga/       介護保険事業所番号     第1371216688号       管理者職氏名     交配人     氏名     西田 幸弘       事業開始年月日     令和4年7月1日	
介護廃養型医療施設	
介護医療院         なし           12 事業所概要           おおおか ままが概要           「フリカッナ 名称 トラストガーデン用質の社 トラストガーデン用質の社 東京都世田谷区用質1-3-1 東京都世田谷区用質1-3-1 東京都世田谷区用質1-3-1 「「「「「「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	
名     トラストがーデン3寸が /モリ       名     本	
名     トラストがーデン3寸が /モリ       名     本	
名     本       所     在     158-0097       連     名     東京都世田谷区用賀1-3-1       連     名     本 号     03-5752-4581       方 2 2 4582       ホームページ http://www.trustgarden.jp/youga/       介護保険事業所番号     第1371216688号       管理者職氏名     役職名     支配人     氏名     西田 幸弘       事業開始年月日     ・ 市 4 年7月1日	
所在	
所 在     東京都世田谷区用賀1-3-1       連 名     東京都世田谷区用賀1-3-1       海 名     日本     日本     日本     日本     日本     日本       一 日本     103-5752-4582     日本	
東京都世田谷区用賀1-3-1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	
連     名     音     5     03-5752-4581       ファックス番号     03-5752-4582       ホームページ http://www.trustgarden.jp/youga/ 介護保険事業所番号     第1371216688号       管理者職氏名     役職名     支配人     氏名     西田 幸弘       事業開始年月日     令和4年7月1日	
<td color="1" rowspan="2" style="background-color: blue;" td="" to=""  ="" アックス番号<=""></td>	
http://www.trustgarden.jp/youga/         第1371216688号         第1371216688号         管理者職氏名 役職名 支配人       氏名 西田 幸弘         事業開始年月日       令和4年7月1日	
管理者職氏名     役職名     支配人     氏名     西田 幸弘       事業開始年月日 <b>令和4年7月1日</b>	
事業開始年月日	
届 出 年 月 日 <b>令和4年5月31日</b>	
届出上の開設年月日	
新規指定年月日(初回) <b>令和4年7月1日</b>	
特定施設入居者生活介護   指定の有効期間   <b>令 和 10 年 6 月 30 日</b> まで	
介護予防新規指定年月日(初回) <b>令 和 4 年 7 月 1 日</b> 特定施設入居者生活介護指定の有効期間 <b>令 和 10 年 6 月 30 日</b> まで	

  事業所へのアクセス 	東急田園都	市線	「用賀」	駅徒歩14分	(約1	. 1km)				
施設・設備等の状況										
<b>±</b> /. Id.	権利形:	態	_	抵当	雀	あり				
敷地地	面	漬	6095. 39	9 m²						
	権利形]	態	賃貸信	<b>昔</b> 抵当	雀	あり				
	延床面		6062. 4				ホーム	分 6019.17	m²	
	竣工日	,	3332.	- 111		<del>ゴーニー</del> t 17 年				
   建 物	, , ,					<u></u>	3	<u></u> 階 地下	0	 階
177	階	数	 うち有彩	老人ホーム			3	階 地下	0	 階
	構造	耐,		-		金工 金区分	Ť	<u>「「」」</u> 有料老人ホ		
	併設施部		なし		18071178	亚四刀		H 44 亿八八		
		_	<u>しなし</u> 契約期間		00年1	月25日	$\sim$	 令和10年		
賃貸借契約の概要	建物				.041	H Z J L	-	ካ ተሀ ነ ሀ ተ	-1月24	<del></del>
	1764	_	動更新	あり						
		定員	室数			9	面積			
		1人	23		9. 84	m²	$\sim$	20. 32	m²	
		2人	2		9. 44	m²	$\sim$	39. 68	m²	
居室		1人	48		9. 72	m²	$\sim$	20. 32	m²	
		2人	4		9. 44	m²	$\sim$	40. 64	m²	
	3階	1人	47	1	9. 84	m²	$\sim$	20. 32	m²	
	3階	2人	4	3	9. 44	m²	$\sim$	40. 64	m²	
	階	定員	室数				面積			
一 時 介 護 室						m²	$\sim$		m²	
						m²	$\sim$		m²	
	便	所		全室あり						
	洗	面		全室あり						
	浴	室		なし						
居室内の設備等	冷暖	房設備	前	全室あり						
	電記	回線		全室あり	(設	置各自	料金	負担の各自		)
	テレビア	ンテナ	一端子	全室あり	(放	送契約	と料金	 負担の各自		)
共 同 便 所	6	笛月	斤				(	男女共月	——— 有	)
	個浴	· :	2	大	谷槽:	3	<u> </u>	機械浴:	3	
共 同 浴 室	併設施設	との	共用	なし (						)
	兼用		あり	•	 常生活	上で多目	的に使	 用。利用時間:	6時~1	 19時)
食    堂	併設施設	との		なし (						)
その他の共用施設	あり				ランス 場、/	スホール ペントリ	·)健康 一、相	管理室、洗濯 談室	 建室、	)
エレベーター	あり		2 基	<u> </u>						
	自動火災	を報知			<b>炎通</b> 執		あり	スプリンクラ	<u></u> ラー:	あり
緊急呼出装置	居室:				あり	浴室		あり 脱衣室		あり

### 3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態

① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態

職種 実人数	常勤	勤	非常	常勤	合計	常勤換算	兼務状況 等
141性 美八級	専従	非専従	専従	非専従	百百	人数	邢伤仏仇 守
管理者 (施設長)		1			1人	0.8	計画作成担当者兼務
生活相談員	2				2人	2. 0	副支配人兼務
看護職員:直接雇用	5		4		9人	11. 9	
看護職員:派遣			7		7人	11. 9	
介護職員:直接雇用	32		11		43人	48. 2	
介護職員:派遣			8		8人	<del>4</del> 0. Z	
機能訓練指導員	4		1		5人	4. 5	
計画作成担当者	3	1			4人	3. 2	管理者兼務
栄養士	2				2人	2. 0	委託
調理員	3		8		11人	6. 7	委託
事務員	2		2		4人	3. 2	
その他従業者	1		3		4人	3. 4	
② 1週間のうち、常	勤の従業者が		40 時間				

③-1 介護職員の資格

資格 延べ	常剪	助	非常	常勤
人数	専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士	19		14	
実務者研修	3			
介護職員初任者研修	9		4	
介護支援専門員	1			
たん吸引等研修 (不特定)				
たん吸引等研修 (特定)				
資格なし			3	

③-2 機能訓練指導員の資格

	1 A 1 A 11				
資格 延べ	常	勤	非	常勤	
人数	専従	非専従	専従	非専従	
理学療法士	2				
作業療法士	2				
言語聴覚士			1		
看護師又は准看護師					
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師					
はり師又はきゅう師					
③-3 管理者(施設	長) の資格				主任介護支援専門員
④ 夜勤·宿直体制			-		

配置職員数が最も少ない時間帯	20 時	0	分~	7	時	0	分	
上記時間帯の職員配置数	介護職員	1	人以上		看護	職員	ί 1	人以上

⑤ 特定施設	入居者生活	5介護の従	業者の人数等	<b></b>		①と同	可じのため記え	 入省略
職種	宝人粉	常勤非常勤		· 合計	常勤換算	兼務状況		
14(性)	美八級 <b>一</b>	専従	非専従	専従	非専従	百亩	人数	邢/务/八/几
生活相談員						0人		
看護職員						0人		
介護職員						0人		
機能訓練指導	<b></b>					0人		
計画作成担当	当者					0人		
5 特定施設	入居者生活	5介護の従	業者の人数等	<b>等</b>	-	1) と 同	同じのため記え	入省略
資格	延べ	常	勤	非治	常勤			
貝俗	、 人数 □	専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士								
実務者研修								
介護職員初任	:者研修							
介護支援専門	門員							
たん吸引等研修	(不特定)							
たん吸引等研修	(特定)					_		
資格なし								
5-2 機能	訓練指導員	員の資格				§) – 2 &	こ同じのため記	記入省略
資格	延べ	常	勤	非常	常勤			
具位	人数	専従	非専従	専従	非専従			
理学療法士								
作業療法士								
言語聴覚士								
看護師又は神	<u></u> 佳看護師							
柔道整復師								
あん摩マッサー	-ジ指圧師					_		
はり師又はき	きゅう師							
5)-3 看護耳	職員及び分	下護職員1	人当たり(宮	常勤換算)	の利用者	数		1.7 人

従業者の職種別・勤緩	続年数	划人数	(本事業	所にお	3ける糞	抗統年数	汝)				
勤続	看護職員 介護職員 生活相談員 機能訓練指導員 計画作成担当者職種 ###   ###   ###   ###   ###   ###   ###   ###   ###   ###   ###   ###   ###   ###   ###   ###   ###   ###   ###   ####   ###   #####   ####   ####   ####   ####   ####   ####   ####   ####   #####   #####   #####   ####   ####   #####   ####   ####   #####   ####   #####   #####   ######										成担当者
年数	4敗7里	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満		1	3	3	3	0	0	1	0	0	0
1年以上3年未満	년 기	2	3	3	4	1	0	1	0	1	0
3年以上5年未満	년 기	2	5	26	12	1	0	2	1	3	0
5年以上10年未満	<u>i</u> ]										
10年以上											
合計		5	11	32	19	2	0	4	1	4	0
4 サービスの内容											
提供するサービス											
食事の提供サービ	ごス							あり	(	委託	)
食事介助サービス	:							あり			
入浴介助サービス	:							あり			
排せつ介助サービ	゛ス							あり			
口腔衛生管理サー	ービス							あり			
居室の清掃・洗濯	量サー	ビス等家	事援助	サービ	ス			あり			
相談対応サービス	:							あり			
健康管理サービス	(定	期的な健	康診断乳	実施)				あり			
服薬管理サービス	`							あり			
金銭管理サービス	:							あり			
定期的な安否 し 確認の方法 す	各居室のベッドサイド及びトイレ、共有部分は各浴室及びトイレに緊急コールを設置 定期的な安否 し、介護・看護職員携帯のPHS及び最寄りのヘルパーステーションにて対応致しま										
施設で対応で きる医療的ケ アの内容	用・り・しで・で・は重、経てす経あ経り度ご管し。管れ管	ー化説栄ま術栄ば栄 でし明養う後養受養 の(けの)	ころうころであることであることであることであることであることであることである。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	まーに腸殆、腸でてすム支ろど状ろすは。で援う見態う。、	のい)ら等) 施制をおたのれにの 設	取まは、りは 看りす、安対術 護の手定応後 職	行っている プリング しょう フリング しょう	とが可能 が抜け易 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	O入退院に です。別述 い状で、別述 がで、 リンド が が が で に を で に を に を に と に に と に に と に と に と に と に と	金指針を定 あったり、 いれば受け 炎です。	きめてお 自己抜去 け入れ可能

	名称	医療法人社	団明生会ウェ	ルコンパス城南クリニック					
	所在地	東京都世田名	今区等々力7⁻	<b>万目22番5号</b>					
	急変時の相談対	応	あり	事業者の求めに応じた診療あり					
協力医療機関(1)	協力の内容	●内容 (1)往診に (2)24時間 ●施設から 約2.1km	・泌尿器科 レ対応と緊急時の職員への助言 の距離 入居者の負担となります。						
	名称	医療法人社	団壮友会 山口	口医院					
	所在地	東京都大田	区南千束2丁目	17番2号					
	急変時の相談対	応	あり	事業者の求めに応じた診療 あり					
協力医療機関(2)	協力の内容	●診療科目 内科・外科・整形外科・肛門科・脳神経外科・リハビリション科 ●内容 (1) 外来診療 (2) 往診による診療 (3) 24時間のオンコール対応と緊急時の職員への助言 ●施設から医療機関までの距離 約4.7km ※治療にかかる費用は、入居者の負担となります。							
	名称	内科後藤クリニック							
	所在地	東京都世田谷区玉川台1丁目2-17							
	急変時の相談対	応	あり	事業者の求めに応じた診療 あり					
協力医療機関(3)	協力の内容	●内容 (1)外来診 (3)24時間 ●施設から 約0.9km	療 (2)往診  のオンコー/  医療機関まで	レ対応と緊急時の職員への助言					
	名称	公益財団法。	人 日産厚生	会玉川病院					
	所在地	東京都世田名	今区瀬田4丁目	<b>∃</b> 8−1					
	急変時の相談対	応	あり	事業者の求めに応じた診療					
協力医療機関(4)	協力の内容	●内容 (1)外来診 ●施設から 約2km	療(2)緊急医 医療機関まで	斗、眼科、皮膚科 他 療を含む入院医療 の距離 用は、入居者の負担となります。					

新興感染症発生時	有無	なし
に連携する医療機	名称	
関	所在地	
	名称	医療法人社団マイスター アペックスメディカル・デンタルクリニック
	所在地	東京都世田谷区玉川3-6-1第6明友ビル1F
協力歯科医療機関	協力の内容	●診療科目 歯科 ●内容 (1)外来診療(2)訪問歯科診療(3)口腔ケア指導(4)他の医 療機関に入院を要する場合の紹介 ●施設から医療機関までの距離 約1.0km ※治療にかかる費用は、入居者の負担となります。

●当ホームでは、下記要件全てに該当する場合には医療機関による「(在宅)定期訪問診療」を受けることができます。「(在宅)定期訪問診療」とは、寝たきりや身体の不自由なために通院が困難な方々に対し、診療所の医師や看護師等がご自宅や施設にお伺いし、総合的な在宅療養計画に従って診療を行うことをいいます。受診いただく医療機関の選択は、ご入居者様・ご家族様の自由選択ですが、「在宅訪問診療」を依頼できるのは、「在宅療養支援診療所(病院)」に限られます。具体的な「在宅療養支援診療所(病院)」は、世田谷区役所の「在宅医療電話相談センター」や「世田谷区医師会」でも情報が得られます。なお、協力医療機関の内「ウェルコンパス城南クリニック」「山口医院」「内科後藤クリニック」が「在宅療養支援診療所」に該当しますが、お問い合わせをいただければ、当ホームにて訪問診療を行っている他の医療機関名もご参考までにお知らせいたします。医療機関は入居者に任意でご選択いただけます。「(在宅)定期訪問診療」についての詳しい内容(診療内容、費用等)は、当該各医療機関にお問い合わせの上、ご相談、ご契約をお願いします。

介護保険加算サービス等				
個別機能訓練加算	あり			
夜間看護体制加算	あり(I)			
看取り介護加算	あり(Ⅱ)			
協力医療機関連携加算	あり			
認知症専門ケア加算	なし			
サービス提供体制強化加算	あり(Ⅱ)			
介護職員等処遇改善加算	あり(I)			
入居継続支援加算	なし			
テクノロジーの導入 (入居継続支援加算関係)	なし			
生活機能向上連携加算	なし			
若年性認知症入居者受入加算	なし			
ADL維持等加算	あり			
科学的介護推進体制加算	あり			
高齢者施設等感染対策向上加算	なし			
生産性向上推進体制加算	あり(Ⅱ)			
口腔・栄養スクリーニング加算	あり			
退院・退所時連携加算	あり			
退去時情報提供加算	あり			
人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり			
短期利用特定施設入居者生活介護の算定	不可			
利用者の個別的な選択によるサービス提供	あり			
運営懇談会の開催	あり	(年	2	回予定)
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置				
自費によるショートステイ事業	あり			

## 入居に当たっての留意事項

	年齢	概ね65歳以上の方
	要介護度	自立及び要介護認定の要支援、要介護の方
	医療的ケア	常時医療機関等において治療を必要としない方
入居の条件	認知症	著しい自傷他害の恐れがない方
		複数入居者による共同生活を営むことに概ね支障がない方 入居契約に定めることを承諾し、事業者の運営方針に賛同でき る方

6. — J. W. J. M. O. A.	居者と連携していい。 2. 原則として3. ホームは、 議等に努めるも4. ホームは、	は、入居契約に基づく入居者のホームに対する債務について、入 「履行の責を負うとともに、ホームが管理規定に定めるところに従 議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。 「入居者の配偶者は身元引受人になることはできません。 入居者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡・協 のとします。 入居者が要介護状態等にある場合には、入居者の生活及び健康状 ・ビスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとしま
身元引受人等の条 件、義務等	けを行うものと 6. ホームは、 身元引受人を引 7. 身元引選滞る 8. 入居者が身	身元引受人が1名では履行しかねると判断した場合には、複数の 求できるものとします。 がお亡くなりになられたとき、または身元引受人を変更・追加す では、大一ム所定の変更届にてホームに通知するものとします。 一元引受人を選定できない場合、ホームは成年後見制度または任意 明し、誠意を持って対応するものとします。
	利用期間	原則7泊8日
体験入居	利用料金	1泊16,500円(宿泊代・食事代・介護サービス料・消費税込) 延長の場合1泊16,500円
	その他	途中退去時日割精算
入院時の契約の取扱い	額利用料のうち 入居者の負担に	入居契約は継続され、退院後は自室にお戻りいただけますが、月 管理費、厨房管理費はお支払い頂きます。入院加療に係る費用は なります。 計委員会の定期的な開催 (年 4 回)
高齢者虐待防止のた	定期的な研修の	
めの取組の状況	担当者の役職名	
		正化検討委員会の開催 (年 4 回)
	定期的な研修の	
	緊急やむを得な	い場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制 (体的拘束等)を行うこと
	身体的拘束を行 むを得ない場合	う場合の様態及び時間、入居者の状況並びに緊急や の理由の記録

場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限しません。ただし、緊急でから利す身体拘束を行う場合は、その数態及び時間、その緊の人居者の心動が視、緊急でもを将す身体拘束を行う場合。これを開示します。これを開示します。これを開示します。これを開示します。これを開示します。これを開示します。これを開示します。これを開かまる場合との強力を含むからたみの取組の状況。  「大きなからを得す身体拘束をの他行動制限を行う以外に代替を含し、方式の変法法がな場合。②時性:身体拘束をの他行動制限を行う以外に代替を含力場合の手続を行う場合の手続を行う場合の手続の時性、身体拘束をの他行動制限が一時的なものである場合の手続を行う場合の手続の時間した場合の手続の時間した場合の手続の時間した場合の手続の時間した場合の手続の時間によります。これを関するから、身体拘束の内容、時間を変になる場合の場所を発表している。 「会社の大学ないる場合の場所を発表している場合の場所を発表している場合の場所を発表している。」の表は、実体の変に、実体の設当している場合、別別の実施・再傾記記録を申している場合に、大学ないの場所を対している。「会社の大学ないる」の意味・早期の解除・身体拘束を実施している。「会社の内容、時間等の記載をし、入居者の大学で力、「の場所を対している場合、「の場所を対している場合」は、大学ないの表に、実体には、本学教を解除することが表現を表している場合、「の人居もなら実物験をしている場合には、本学教を解除することがは考ることが対きることが対きることが表現を表している場合。「の人居もなら表現を対している場合」(会人民者が正当な理由なく契約開始日までに入居金を支払がないた場合。「の人居もの行動が表現している場合」(会人民者が正当な理由なく契約開始にまでに入居金を支払がないた場合。「の人居者の行動が表現している場合」(会人人居者が正当の表した。「の人居者の行動が表現しました場合」(会人人居者が正当の見込みがないと判断した場合。「の人居者の行動動をしている場合」となる事業を発加しない場の不正手段により、事業者が必需の見込みがないと判断した場合。「の人居者の行動動をとしている場合」できないと判断した場合。「の人居者の行動動をしている場合」(会人居者の文法、本質を含む、一を同じないと判断した場合。「の人居者ので表している場合」(の人居者ので表している場合)、「本学教育を表している場合」(の人居者の文法、本学教育を解除するものとします。「の」「相信を表しるとまず。「の」「は、事業者は、前項に優することができるものとします。「の」「は、事業者は、前項に優することができるものとします。(し、この場合して、本美教を解除するる古ををしている。「の人居者のないこれ、本学教育を解除するといこれ、本学教育を関するものととも対し、 ままれ、 カリ は は は は は は は は は は は は は は は は は は			
定期的な研修の実施  定期的な研修の実施  定期的な訓練の実施  (年 2 回)  定期的な訓練の実施  (年 2 回)  定期的な業務継続計画の見直し  (事業者による契約解除)  1. 事業者は、入居者が次に掲げる事項のいずれかに該当し、かつそのことが本契約をこれ以上将来に渡って維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合には、本契約を解除することができるものとします。 ①入居者による費用又は料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず、これが支払われない場合。②入居者が正当な理由なく契約開始日までに入居金を支払わわかった場合。③入居申込書及び入居に必要な書類に虚偽の記載をし、又は故意に不利益となる事実を告知しない等の不正手段により、事業者との信頼関係に支障をきたした。②入居者のは当成を書かれてい場合。④入居者の行動が事業者、その従業者又は他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、事業者がごの行動を防止できないと判断した場合。⑤入居者のの改変、その他止むを得ない事財によって継続的なホーム運営が困難になった場合。⑦前各号の他、入居者、そのご家族者以他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、事業者がこの行動を防止できないと判断した場合。⑤入居者のできないと判断した場合。②市通者といる場合のできないと判断した場合。②市通第2号人と協議のなから第7号に基づく解除は、原則として3ヶ月間の催告期間を要するものとします。②前項第②号から第⑦号に基づく解除は、原則として3ヶ月間の催告期間を要せず、直ちに解除するものとします。但し、この場合には、事業者は、入居者及び身元引受人と協議のを設け、誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを慎重に決定するものと	化のための取組の状		は、これを開示します。 【緊急やむを得ず身体拘束を行う場合】 ①切迫性:本人または他入居者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合 ②非代替性:身体拘束その他行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合 ③一時性:身体拘束その他行動制限が一時的なものである場合 上記①~③に該当するか「身体拘束廃止委員会」で検討する。 【手続き】 ①本人・家族への説明・同意・身体拘束の内容、目的、時間、期間を文章で説明し、同意を得る。身体拘束の時間、相関を文章で説明し、同意を得る。身体拘束の方容、時間中も経過観察・再検討記録の情報を本人・家族へ時間等の記載の情報を本人・家族へ均束の内容、時間等の記載をし、記録は2年保管する。 ③最小限の実施・早期の解除・身体拘束を実施している期間のモニタリングの徹底、要件に該当するかの再検討、定期的なケアカンファを実施し、入居者の状態・解
定期的な研修の実施  定期的な研修の実施  定期的な訓練の実施  (年 2 回)  定期的な訓練の実施  (年 2 回)  定期的な業務継続計画の見直し  (事業者による契約解除)  1. 事業者は、入居者が次に掲げる事項のいずれかに該当し、かつそのことが本契約をこれ以上将来に渡って維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合には、本契約を解除することができるものとします。 ①入居者による費用又は料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず、これが支払われない場合。②入居者が正当な理由なく契約開始日までに入居金を支払わわかった場合。③入居申込書及び入居に必要な書類に虚偽の記載をし、又は故意に不利益となる事実を告知しない等の不正手段により、事業者との信頼関係に支障をきたした。②入居者のは当成を書かれてい場合。④入居者の行動が事業者、その従業者又は他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、事業者がごの行動を防止できないと判断した場合。⑤入居者のの改変、その他止むを得ない事財によって継続的なホーム運営が困難になった場合。⑦前各号の他、入居者、そのご家族者以他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、事業者がこの行動を防止できないと判断した場合。⑤入居者のできないと判断した場合。②市通者といる場合のできないと判断した場合。②市通第2号人と協議のなから第7号に基づく解除は、原則として3ヶ月間の催告期間を要するものとします。②前項第②号から第⑦号に基づく解除は、原則として3ヶ月間の催告期間を要せず、直ちに解除するものとします。但し、この場合には、事業者は、入居者及び身元引受人と協議のを設け、誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを慎重に決定するものと		mth [] \       \	1
定期的な訓練の実施 定期的な訓練の実施 に期的な業務継続計画の見直し  (事業者による契約解除) 1.事業者は、入居者が次に掲げる事項のいずれかに該当し、かつそのことが本契約をおいた。 1.事業者は、入居者が次に掲げる事項のいずれかに該当し、かつそのことが本契約を解除することができるものとします。 (①入居者による費用又は料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず、これが支払われない場合。②入居者が正当な理由なく契約開始日までに入居金を支払わなかった場合。③入居申込書及び入居に必要な書類に虚偽の記載をし、又は故意に不利益をなる事実を告知しない等の不正手段により、事業者との信頼関係に支障をきたした場合。④入居者又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が、法令及び本契約の条項に違反し、事業者が改善の見込みがないと判断した場合。⑤入居者の行動が事業者、その従業者又は他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、事業者がこの行動を防止できないと判断した場合。⑥地震等の天災、関係法令の改変、その他止むを得ない事情により、本場のが表別を対した場合。②前各号の他、入居者、そのご家族者以は身元引受人と事業者との信頼関係に支管をきたし、その回復が困難であり、事業者が適切なサービスの提供を継続できないを増助した場合。 2.事業者は、前項に基づき本契約を解除するためには、次に掲げる手続きを経るものします。 ①前項第②号から第⑦号に基づく解除は、催告期間を要せず、直ちに解除することができるものとします。但し、この場合には、事業者は、入居者及び身元引受人と協議の場を設け、誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを慎重に決定するものとします。		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
定期的な業務継続計画の見直し  (事業者による契約解除)  1. 事業者は、入居者が次に掲げる事項のいずれかに該当し、かつそのことが本契約をこれ以上将来に渡って維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合には、本契約を解除することができるものとします。 ①入居者による費用又は料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず、これが支払われない場合。②入居者が正当な理由なく契約開始日までに入居金を支払わなかった場合。③入居申込書及び入居に必要な書類に虚偽の記載をし、又は故意にへ利益となる事実を告知しない等の不正手段により、事業者との信頼関係に支障をきたした場合。④入居者以は身元引受人、ご家族その他ご関係者が、法令及び本契約の条項に違反し、事業者が改善の見込みがないと判断した場合。⑤入居者の行動が事業者、その従業者又は他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、事業者がこの行動を防止できないと判断した場合。②入居者の改変、その他止むを得ない事情によって継続的なホーム運営が困難になった場合。⑦前各号の他、入居者、そのご家族又は身元引受人と事業者との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、事業者が適切なサービスの提供を継続できないと判断した場合。 ②、事業者は、前項に基づき本契約を解除するためには、次に掲げる手続きを経るものとします。 ②前項第②号から第⑦号に基づく解除は、催告期間を要すず、直ちに解除することがで場合のとします。但し、この場合には、事業者は、入居者及び身元引受人と協議のを設け、誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを慎重に決定するものとを設け、誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを慎重に決定するものと		7 - 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
(事業者による契約解除) 1. 事業者は、入居者が次に掲げる事項のいずれかに該当し、かつそのことが本契約をこれ以上将来に渡って維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合には、本契約を解除することができるものとします。 ①入居者による費用又は料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず、これが支払われない場合。②入居者が正当な理由なく契約開始日までに入居金を支払わかった場合。③入居申込書及び入居に必要な書類に虚偽の記載をし、又は故意にして場合。④入居者又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が、法令及び本契約の条項に違反し、事業者が改善の見込みがないと判断した場合。⑤入居者の行動が事業者、その従業者又は他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、事業者がこの行動を防止によって継続的なホーム運営が困難になった場合。⑦			<u> </u>
1. 事業者は、入居者が次に掲げる事項のいずれかに該当し、かつそのことが本契約をにれ以上将来に渡って維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合には、本契約を解除することができるものとします。 ①入居者による費用又は料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず、これが支払われない場合。②入居者が正当な理由なく契約開始日までに入居金を支払わなかった場合。③入居自込書及び入居に必要な書類に虚偽の信頼関係に支障をきたした場合。④入居者又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が、法令及び本契約の条項に違場し、事業者が改善の見込みがないと判断した場合。⑤入居者の行動が事業者、その従業者又は他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、事業者がこの行動を防止できないと判断した場合。⑥地震等の天災、関係法令の改変、その他止むを得ないままないと判断した場合。⑦前各号の他、入居者、そのご家族できないと判断した場合。②、事業者は、前項に基づき本契約を解除するためには、次に掲げる手続きを経るものに前項第①号に基づく解除は、原則として3ヶ月間の催告期間を要するものとします。②前項第②号から第⑦号に基づく解除は、催告期間を要せず、直ちに解除することができるものとします。但し、この場合には、事業者は、入居者及び身元引受人と協議の場を設け、誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを慎重に決定するものとします。			
で家族、身元引受人又は関係機関と協議し、移転先の確保について協力するものとします。④前項第⑤号及び第⑦号の規定に基づく本契約の解除の場合には、前各号の手続きに加え、医師の意見を聴くものとします。		1 こ契①れかと合し者でに又が2し①②きをしごす事以を居すたる④事はなっ身切業。第第の、にるるな③告ととととととととといる。、以を居すとれ。を者がお判続受一、一つのとは③告するのと継引サは、一つのとは多りのでは、一つのとは多りでは、一つのとは多りでは、一つのとは多りでは、一つのとは、一つのでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一	「次に掲げる事項のいずれかに該当とに表合には、かつられる場合には、を選挙を記述している場合には、といが社会通念とします。といが、2ヶ月以上遅延しもかかもらず払わいが、2ヶ月なにとが社会では、他告にもかかわらず払われて、とします。とは、とことの表が正当な要なには、というのは、というのでは、では、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、ありとは、事のでは、ないに掲げる手続きを経るものといいとは、事業というのでは、ないとは、事業を解除するためには、次に掲げる手続きを経るものとは、事業を解除するためには、次に掲げる手続きを経るものとは、事業を解除するためには、次に掲げる手続きを経るといいとは、事業を解除するためには、次に掲げる手続きを経るといいとは、事業を解除するためには、次に掲げる手続きを経るといいには、事業を解除するためには、次に掲げる手続きを経るといいには、事業を解除するためには、次に掲げる手続きを経るといいとは、事業を解除するために掲げる手続きを経るといいに掲げる手続きを経るといいに掲げる手続きを経るが、次に掲げる手続きを経過できるには、事業を解除するとに掲げる手続きでは、事業を解除しては、事業を解除の場合には、事業を表しては、事業を表しては、事業を表して、本契約を解除の場合には、事業を表している。ことに表しては、事業を表して、本契約の解除の場合には、からに表しているとは、事業を表している。ことに表しているとは、事業を表している。またのは、事業を表している。ことが、またのは、またのでは、またいでは、またいでは、またのでは、またいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい

要介	受介護時における居室の住み替えに関する事項														
	<u>—</u> [	持介護室への移動		な											
		判断基準・手続		!											
		利用料金の変更													
		前払金の調整													
		従前居室との仕様 の変更													
	そ(	の他の居室への移動		あ	5 4)										
		判断基準・手続	が出	出来る。		った場合	<b>ì</b> 、 f	圣過額	見察期	間を	設け	けた上、医		・看護支  言を得て	
		利用料金の変更			プが同り プが異れ				ぼし						
		前払金の調整			プが同ク プが異々				ぼし						
		従前居室との仕様 の変更			プが同り プが異な				まし						
	提	携ホーム等への転居		あ	5 4)	(株)ノ`	イフ	メディ	゚ッグ゙゚	が運	営す	る有料老	人ホー	4	
		判断基準・手続	が出	出来る。		した場合	ì. í	径過額	見察期	間を	設け	けた上、圏		・看護支  言を得て	
		利用料金の変更			プが同々 プが異々				ټl						
		前払金の調整			プが同り プが異れ				まし						
		従前居室との仕様 の変更			プが同々 プが異な				まし						
苦情	青玄	<b> </b>													
	窓	口の名称1	当該	核ホーム	ム窓口	(トラス	、トフ	ガーラ	デン用	賀の	杜)	生活相談	員		
		電話番号	03-	5752-4	1581										
		対応時間		9:00	~	18:00		(		曜日	∄問≉	つず	)		
	窓	口の名称2	本社	土窓口	涉外扎	旦当									
		電話番号	03-	5354-6	6081										
		対応時間		9:00	~	17:00		(		3	平日		)		
	窓	 口の名称 3	世日	日谷区	介護係	保険課									
		電話番号	03-	5432-1	111 (f	(表)									
		対応時間		9:00	~	17:00		(		3	平日		)		
賠償	賞責	賃任保険の加入		あり		保険の	の名	称:	賠償責	責任	保険	〔(損害保	険ジャ	パン株式会	·····································
利月	月君	<b>子等の意見を把握する</b>	<u></u> る体的	制、第	三者に	よる評価	価の	実施	状況等	Ę					
[	ア	ンケート調査、意見	箱等	利用者	皆の意見	単等を把	握す	トる耶	· 文組			あり			
	東	京都福祉サービス第	三者	f評価 <i>0</i>	り実施				なし		結	果の公表		なし	
	そし	の他機関による第三	者評	延備の国	<b>上版</b>				なし		結上	果の公表		なし	

5	入居者												
介	護度別・年齢別入居者数	平均	9年齢:		88. 9	歳		入居者数	合計	·:	114	人	
	年齢 介護度	自立	要支援	要	支援 2	要介	護1	要介護2	要	介護3	要介	護4	要介護5
	65歳未満												
	65歳以上75歳未満												
	75歳以上85歳未満	2	2		2		3	5		4		2	7
	85歳以上	3	10		3		22	11		11		9	18
	合計	5	12		5		25	16		15		11	25
入	居継続期間別入居者数 <b>-</b>				•								
	入居期間	6月未	満 6月. 1年:		1年以 5年未		5年以 0年未			15年以	上	1	合計
	入居者数		14	13	,	53	•	19	12		3	•	114
男	女別入居者数	男性:	-	30	人	<b>女</b>	(性:	-	84	人	•		
入	居率(一時的に不在となっ	ている者	を含む。	)			83	% (定員	員に	対する	入居る	者数)	
直	近1年間に退去した者の人	数と理由											
	理由		人数					理由				人数	, Z
	自宅・家族同居				4	その他宅等へ	1の福    転居	祉施設・高	齢者	主			
	介護老人福祉施設(特別養護老 人ホーム)へ転居				1			の入院					3
	介護老人保健施設へ転居					死亡					13		
	介護療養型医療施設へ転居	1			1	その他					3		
	他の有料老人ホームへ転居						退步	<b>占者数合</b> 計	+				25
6	利用料金												
入	居準備費用 なし				円								
	明内細訳												
	支払日・支払方法												
	解約時の返還												
敷													
	金額			円	※退去	時に滞	納家賃	<b>賃及び居室</b> ∅	原状	回復費用	用を除	き全額	返還する。

賃及びサービスの対価								
					(内訳)		_	
プランの名称	前払金	月額利用料	家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費	
長期プラン	17, 700, 000円	344, 380円	0	159, 500	99, 000	85, 880	管理費に含む	
シングルルーム	22, 100, 000円	344, 380円	0	159, 500	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	26, 500, 000円	344, 380円	0	159, 500	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	30, 900, 000円	344, 380円	0	159, 500	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	35, 400, 000円	344, 380円	0	159, 500	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	39, 800, 000円	344, 380円	0	159, 500	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	44, 200, 000円	344, 380円	0	159, 500	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	48, 700, 000円	344, 380円	0	159, 500	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	53, 100, 000円	344, 380円	0	159, 500	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	57, 500, 000円	344, 380円	0	159, 500	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	61, 900, 000円	344, 380円	0	159, 500	99, 000	85, 880	管理費に含む	
長期プラン	35, 300, 000円	409, 280円	0	224, 400	99, 000	85, 880	管理費に含む	
ツインルーム	44, 200, 000円	409, 280円	0	224, 400	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	53, 000, 000円	409, 280円	0	224, 400	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	61, 900, 000円	409, 280円	0	224, 400	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	70, 700, 000円	409, 280円	0	224, 400	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	79, 500, 000円	409, 280円	0	224, 400	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	88, 400, 000円	409, 280円	0	224, 400	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	97, 200, 000円	409, 280円	0	224, 400	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	106, 100, 000円	409, 280円	0	224, 400	99, 000	85, 880	管理費に含む	
	114, 900, 000円	409, 280円	0	224, 400	99, 000	85, 880	管理費に含む	
月払いシングル		713, 380円		159, 500			管理費に含む	
ツイン(一人利用)		1, 146, 280円	737, 000	224, 400	99, 000	85, 880	管理費に含む	
ツイン(二人利用)		1, 425, 760円	737, 000	319, 000	198, 000	171, 760	管理費に含む	

		月額単価( 円)×想定居住期間( 月) により算出
		(月額単価の説明) 入居者が居住する居室及び入居者が利用する共用施設等の費用として、長期にわたって受領する家 賃相当額
		算定根拠及び算定基準 ・①「1か月の家賃相当額×想定居住期間(返還対象分)」+②「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額(非返還対象分)」
	前払金	<ul><li>※ 入居者が利用する居室及び共用施設等の費用として長期に渡って受領する家賃相当額で、地域不動産の相場と部屋の広さ等を考慮に入れて算出しております。</li><li>※ 想定居住期間は、厚生労働省が発表する「簡易生命表」等に記載された入居者の平均余命等を勘案して算出します。</li></ul>
		入居一時金に占める割合は、返還対象部分が85%、非返還対象部分が15%です。 ※(想定居住期間) 91歳以上48ヶ月,88~90歳60ヶ月,85~87歳72ヶ月,80~84歳84ヶ月,75~79歳 96ヶ月,70~74歳108ヶ月,69歳120ヶ月,68歳132ヶ月,67歳144ヶ月,66歳156ヶ月,65歳以下168ヶ月
		(想定居住期間の説明)
		厚生労働省が発表する「簡易生命表」等に記載された入居者の平均余命等を勘案して算出しており ます。
各料金の内訳	家賃	月払いプランタイプ シングル:月額単価369,000円 月払いプランタイプ ツイン:月額単価737,000円 入居者が主として利用する居室及び共用施設等の費用として受領する施設利用料で、地域不動産の 相場と部屋の広さ等を考慮して算出しております。
明細	管理費	シングル 133,100円 ツイン 1人利用 198,000円 2人利用 266,200円 共用施設等の維持管理費、事務費、生活サービス等に係る人件費、リネンリース代、消耗品費、光 熱水費ほかを含みます。
	介護費用	・週40時間換算で、要介護者2名に対して常勤換算1名以上の職員体制を取っています。 ・この料金は、合理的な積算根拠に基づいて算出されており、介護保険給付及び利用者 負担分に よる収入によって賄えない額に充当されるものです。 ・自立の場合は上乗せ介護費は非該当となり、緊急時対応、健康管理サービス、入退院時、入居時 のサービスに係る人件費、居室清掃、居室管理サービスなどの介護サービス等の一覧表に基づく サービスを提供する為の費用として途自立支援費99,000円(1名/月)がかかります。 ※上乗せ介護費・自立支援費は利用日数に応じ請求させていただきます。
		※介護保険サービスの自己負担額は含まない。

	朝食 486 円・昼食 702 円・夕食 648 円 間食 (昼食に含む) 円								
	1日当たり 1,836 円 × 30日で積算								
食費	厨房管理運営費 30,800円(1名/月)								
	(食事をキャンセルする場合の取扱いについて)								
・欠食は3日前までに申出下さい ・3日前以降にキャンセルした場合は上記料金をご負担いただきます。									
光熱水費 管理費に含みます。									
短期利用	1日当たり 実施なし 円 <sup>利用料の</sup> 実施なし								
公金の取扱い									
支払日・ 支払方法	入居契約書に定めます								
償却開始日	なし								
返還対象とし	あり 長期プランの場合 入居一時金の15% 月払プランの場合 なし								
ない額	位置づけ 想定居住期間内に退去した場合、想定居住期間を超えて入居継続した。 居者の家賃等に充当								
契約終了時の 返還金の算定 方式									
	期間:3か月 起算日:入居した日								
短期解約(列 亡退去含む) の返還金の 定方式	切捨て)   海澤会・妥領这の3足一時会   /足宮明は渡し日まるの利用日数2日的拡張の1日2日								
返還期限	契約終了日から   90 日以内								

その他留意事 項 株式会社ハイメディックが入居者より受領した入居一時金は、あらかじめ契約で定めた 予定償却期間のうち残存する額又は五百万円のいずれか低い金額について、株式会社ハ イメディックがりそな銀行の信託による保全措置を行います。

#### 月額利用料の取扱い

支払日・ 支払方法

入居契約書に定めます

その他留意事

なし

介護保険サービスの自己負担額

※要介護度に応じて利用料の1割(一定以上所得の場合2~3割)を負担する。

#### (30日換算・自己負担1割の場合)

単位:円

介護度	介護報酬	自己負担額
要支援 1	66, 360	6, 636
要支援 2	113, 400	11, 340
要介護 1	196, 160	19, 616
要介護 2	220, 230	22, 023
要介護3	245, 740	24, 574
要介護 4	269, 080	26, 908
要介護 5	294, 240	29, 424

加算の種類	算定	備考
個別機能訓練加算	あり	
夜間看護体制加算	あり(I)	要介護のみ
看取り介護加算	あり(Ⅱ)	対象者のみ
協力医療機関連携加算	あり	対象者のみ
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	あり(Ⅱ)	
入居継続支援加算	なし	
生活機能向上連携加算	なし	
若年性認知症入居者受入加算	なし	対象者のみ
ADL維持等加算	あり	
科学的介護推進体制加算	あり	
高齢者施設等感染対策向上加算	なし	
生産性向上推進体制加算	あり(Ⅱ)	
口腔・栄養スクリーニング加算	あり	対象者のみ
退院•退所時連携加算	あり	対象者のみ
退去時情報提供加算	あり	対象者のみ
介護職員等処遇改善加算	あり(I)	

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料

一部有料 (サービスごとの料金は一覧表のとおり)

料金改定の手続

諸物価、公共料金等の変動に基き改定することがあります。この場合、運営懇談会等において充分な説明を行い理解を得ることとします。

### 【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称

長期タイプ シングル 80歳~84歳

単位:円

入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
0	0	30, 900, 000	337, 810

※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。

#### 7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形			入居希望者に交付	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
管	理	見 程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	入居希望者に公開
事業	業収支言	十画書	入居希望者に公開	その他開示情報	なし

添付書類: 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。

年 月 日

署名

説明年月日 年 月 日 説明者職・氏名 職 署名

# 介護サービス等の一覧表

	自	<u> </u>		援1・2		護1~5
	一時金及び月額利用料に 含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、一時金及び 月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、一時金及び 月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
<介護サービス>		:		:		
○巡回 •昼間 6:00~21:00	_		1回以上		1回以上	_
-夜間 21:00~6:00		<u> </u>	1回以上		1回以上	_
〇食事介助	_	_	必要に応じ見守りまたは介助	_	必要に応じ見守りまたは介助	_
〇排泄介助	_	_	必要に応じ誘導、 見守りまたは介助	_	必要に応じ誘導、 見守りまたは介助	_
	_	_	必要に応じ適宜	_	必要に応じ適宜	_
〇おむつ代	_	_	_	実費	_	実費
<ul><li>○入浴</li><li>・清拭</li></ul>			週2回	週3回以上の場合 2,200円/1回	週2回	週3回以上の場合 2,200円/1回
·介助	_ 	<u>–</u> –		2,200円/1回		2,200円/1回
·特浴介助	_	_		4,400円/1回		4,400円/1回
〇身辺介助 						
・体位交換 ・居室からの移動		<u> </u>	<u>−</u> 必要に応じ見守りまたは介助		必要に応じ適宜 必要に応じ見守りまたは介助	<u> </u>
・衣類の着脱	_	_	必要に応じ見守りまたは介助	_	必要に応じ見守りまたは介耳	_
・身だしなみ介助	_	<u> </u>	必要に応じ見守りまたは介助	_	必要に応じ見守りまたは介助	_
〇機能訓練	_	7,150円/40分 10,725円/60分 ※40分または60分を超える毎に 繰り上げて請求します	個別機能訓練計画 通り実施	計画を超える場合 7,150円/40分 10,725円/60分 ※40分または60分を超える毎に	個別機能訓練計画 通り実施	計画を超える場合 7,150円/40分 10,725円/60分 ※40分または60分を超える毎に
	<b>※</b> 1		随時	繰り上げて請求します		繰り上げて請求します
<u> </u>	<u>%</u> 1					
〇通院介助 (上記以外)	<b>※</b> 1	<del>-</del>	<b>※</b> 1	30分/看護職を除くスタッフ 1名に付2,200円 看護職3,300円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します	<b>※</b> 1	30分/看護職を除くスタッフ 1名に付2,200円 看護職3,300円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します
 ○緊急時対応						
・緊急コール	24時間対応	_	24時間対応	_	24時間対応	_
Oアクティビティ	_	実費	_	実費	<u>—</u>	実費
く生活サービス> ○民党法規	AM VIII	0EN 54 000E 45	'M A C	0년만 F4 000년 // 년	Mac.	0EN 54 000E (15
〇居室清掃 〇リネン交換※2	週2回 週1回	3回以上1,320円/1回 2回以上1,320円/1回	週2回 週1回	3回以上1,320円/1回 2回以上1,320円/1回	週2回 週1回	3回以上1,320円/1回 2回以上1,320円/1回
〇日常の洗濯	迎 1 円	クリーニングは実費	週1回 週2回	クリーニングは実費	週2回	クリーニングは実費
〇本人希望による居室配膳・下膳	必要に応じ随時	990円/1回	必要に応じ随時	990円/1回	必要に応じ随時	990円/1回
○嗜好に応じた特別食	_	別途、ご相談	_	別途、ご相談	_	別途、ご相談
〇理美容	_	実費	_	実費	<u> </u>	実費
〇外出時の同行	_	30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します	_	30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します	_	30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します
〇買物代行 (通常の利用区域)※3	週1回指定日	2回以上30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します	週1回指定日	2回以上30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します	週1回指定日	2回以上30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します
〇買物代行 (上記以外の区域)※3	_	30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します	_	30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します		30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費) ※30分を超えるご毎に 繰り上げて請求します
	一時金及び月額利用料に 含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、一時金及び 月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、一時金及び 月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
〇役所手続き代行※4	_	30分/1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します	_	30分/1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します		30分/1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します
○金銭・預金管理	_	_	立替金制	_	立替金制	_
<健康管理サービス>	Æ o□		Æ o□		<b>F</b> 0 <b>E</b>	
〇定期健康診断 〇健康相談	年2回 随時	<u> </u>	年2回 随時	<u> </u>	年2回 随時	<u> </u>
〇生活指導•栄養指導	随時	_	随時	_	随時	_
〇服薬支援 〇生活リズムの記録	必要時	_	随時	Н	随時	_
(排便・睡眠等)	必要時	_	随時	_	随時	_
〇医師の往診	_	実費	_	実費	<u> </u>	実費
<入退院時、入院中のサービス> ○移送サービス	<b>*</b> 1			_		_
〇入退院時の同行		<del>-</del>		_		_
(協力医療病院)	<b>※</b> 1	_	随時	_	随時	_
〇入退院時の同行 (上記以外)※4,5	_	30分/看護職を除くスタッフ 1名に付2,200円 看護職3,300円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します	_	30分/看護職を除くスタッフ 1名に付2,200円 看護職3,300円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します	_	30分/看護職を除くスタッフ 1名に付2,200円 看護職3,300円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します
〇入院中の洗濯物交換・買物※4,5	_		週1回	2回目以降及び協力医療機関以外 30分/スタッフ 1名に1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します	週1回	2回目以降及び協力医療機関以外 30分/スタッフ 1名に1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します
○入院中の見舞い訪問※4,5	_		週1回	2回目以降及び協力医療機関以外 30分/スタッフ 1名に1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します	週1回	2回目以降及び協力医療機関以外 30分/スタッフ 1名に1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します
○ご家族等の滞在	_	1泊2日1名あたり3,080円		1泊2日1名あたり3,080円		1泊2日1名あたり3,080円
(リネン・ベッド・清掃代等)※6	_		_		<del>-</del>	
<その他サービス>		30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費)※7 ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します		30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費)※7 ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します		30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費)※7 ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します

- ※1 緊急性がある場合のみ対応
- ※2 汚染等による交換は2回目以降でも無料となります
- ※2 万栄寺による交換は2回日以降でも無料となりまり ※3 入居者又は身元引受人は、原則として、購入を希望する物品を記載した書面をホームに提出して買い物代行を依頼します。
  - ホームは、依頼書を受けた入居者について、当該文書により依頼内容を確認し、承認する場合は遅滞なく買物を代行します。
- ホームは、依頼された買物を終えた場合は、入居者又は身元引受人に報告し、これらの者に対し購入した物品を引き渡すものとします。 ※4 原則はご家族にてお手配をお願い致します。やむ得ない場合に当社にて対応させて頂く場合の費用になります(交通費は別途実費負担)
- ※4 原則はご家族にてお手配をお願い致します。やむ得ない場合に当る※5 協力医療機関は無料、協力医療機関以外は料金をいただきます。
- ※6 ご家族等が一時的にご入居者居室に滞在することができるサービスです。尚、食事は含まれません。お食事等は3日前までのお申込みで、実費分をいただきます。 また、ホスピスケアルームへご入居されている方のお看取りの際は無料となります。
- ※7「その他サービス」は別途相談させていただきます。明らかに個人の嗜好、こだわり、希望等により対応が必要となる場合、上記の金額+実費分をいただきます。 個別でのご対応が定期的に必要となる場合はその他サービスとして、上記の金額をいただきます。
  - 通常の環境整備を超える対応(衣替えや模様替え、片付け等)、定期的な個別対応のお散歩付き添い等は記載の料金を頂きます。

### 東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目			該当に○				備考		
安定的・継続的な居住の確保のための項目									
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当 権が設定されていないか。	適合		•		不適合			
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なもの とするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要 件を満たしているか。	適合	•	不適合	•	非該当			
緊	急時の安全確保のための項目								
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	適合		•		不適合			
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適合		•		不適合			
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール 等緊急呼出装置を設置しているか。	適合		•		不適合			
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施 しているか。	適合	•	不適合	•	非該当			
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備 等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	適合		•		不適合			
入	居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目								
8	各居室は界壁により区分されているか。	適合				不適合			
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	適合		•		不適合			
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等 以内の親族を対象)であるか。	適合		•		不適合			
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供して いるか。	適合		•		不適合			
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を 作成することが決められているか。	適合		•		不適合			
入居者の財産を保全するための項目									
13	前払金について、規定された保全措置を講じているか。	<b>O</b> 適合	•	不適合		非該当	休主元: 休式会社9では銀行(入店一時並休主信 詳却約)		
14	前払金について、全額を返還対象としているか。 (初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合	•	〇 不適合		非該当	初期償却率:15%		
	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む) の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除 く。)を利用者に返還することが定められているか。	適合	•	不適合	•	非該当			

- ※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。